

佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度 第3回会議 会議録

日 時：令和4年12月19日（月）午前10時00分から

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室

出席者：

<審議会委員> 犬塚博委員、安藤豊明委員、清水知子委員、遠藤恵子委員、
高島史暁委員、中村千草委員、田中百合江委員、齋藤ひろみ委員

<事務局> 自治人権推進課[課長、担当3名]、こども家庭課 [1名]
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [2名]

次第等：

◆議題

- (1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果の総合評価について
- (2) 多様な性のあり方を理解し行動するための職員(教職員含む)向けハンドブックの策定について

◆その他

- ・ 市民意識調査調査票について（報告）
- ・ 佐倉市男女平等参画推進センター事業について[報告]

午前10時00分 開会

【事務局】 ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和4年度第3回会議を開催します。

これより先の議事進行につきましては、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づきまして、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしく申し上げます。

【会長】 それでは、議事に入ります。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。本日の出席委員は、8名ですので、11名の半数を超えています。したがって、会議が成立したことを、報告します。

それでは、第1回会議で確認をしましたが、会議録作成のため、事務局で録音をしています。また、要約のかたちで会議録を作成することご了承ください。

それでは、議題、佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果の総合評価について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果の総合評価に

ついて、説明します。評価方法ですが、評価対象は 26 の重点事業で、各委員の事前評価を点数化し、平均点を総合評価とします。そして、必要に応じて提言をいただきます。重点事業以外の事業も提言をいただきます。26 の重点事業は、各委員の事前評価を点数化し、平均点を総合評価とします。また、A～E の評価は総合評価の点数を四捨五入した点数を基準にしています。

本日は、総合評価の確認と事業内容や総合評価の結果、いただいた質問に対する所管課からの回答等を踏まえて、必要に応じてご意見をお願いします。

また、令和 3 年度全体の総括を、重点事業の評価が終わった後にいただきたいと考えています。時間の都合上、皆様からいただいた意見を、後日会長と事務局とで調整させていただき、報告します。総合評価は、男女平等参画の庁内推進会議である人権施策・男女平等参画施策推進会議に報告したのち、全庁的に通知し、合わせて市民に公表します。

【会長】 質問がないので、議事を進めます。

それでは、令和 3 年度重点事業の総合評価を行います。すでに評価結果はでていますので、確認をしたいと思います。確認をする中で、ご意見があればお願いします。

◆事業No.1 人権尊重についての広報・啓発。所管は自治人権推進課です。評価は、B 評価 11 名、合計 44 点、平均点は 4.0 です。ご意見ございますか。

◆事業No.12 セクハラ、DV に関する情報提供。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 7 名、B 評価 4 名で合計 51 点、平均点は 4.7 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.12 セクハラ、DV に関する情報提供。所管はこども家庭課です。総合評価は、A 評価 5 名、B 評価 5 名、C 評価 1 名で合計 48 点、平均点は 4.5 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.15 DV 被害者に接する関係職員への研修機会の提供。所管はこども家庭課です。総合評価は、A 評価 8 名、B 評価 3 名で合計 52 点、平均点は 4.8 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.19 市の相談機能及び関係機関との連携の強化。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価9名、B評価2名で合計53点、平均点は4.9点です。ご意見ございますか。

◆事業No.19 市の相談機能及び関係機関との連携の強化。所管はこども家庭課です。総合評価は、A評価8名、B評価3名で合計52点、平均点は4.8点です。ご意見ございますか。

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価7名、B評価4名で合計51点、平均点は4.7点です。ご意見ございますか。

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管は障害福祉課です。総合評価は、A評価6名、B評価4名、C評価1名で合計49点、平均点は4.6点です。ご意見ございますか。

◆事業No.20 緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援。所管はこども家庭課です。総合評価は、A評価8名、B評価3名で合計52点、平均点は4.8点です。ご意見ございますか。

◆事業No.26 被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、A評価8名、B評価3名で合計52点、平均点は4.8点です。ご意見ございますか。

◆事業No.26、被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は障害福祉課です。総合評価は、A評価7名、B評価3名、C評価1名で合計50点、平均点は4.7点です。ご意見ございますか。

◆事業No.26 被害者の早期発見に向けた機関の連携。所管は母子保健課です。総合評価

は、A 評価 8 名、B 評価 2 名、未評価 1 名で合計 48 点、平均点は 4.8 点です。ご意見
ございますか。

◆事業No.30 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管は高齢者福祉課
です。総合評価は、A 評価 1 名、B 評価 10 名で合計 45 点、平均点は 4.1 点です。ご
意見ございますか。

◆事業No.30 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管はこども保育課
です。総合評価は、A 評価 1 名、B 評価 9 名、C 評価 1 名で合計 44 点、平均点は 3.9
点です。ご意見ございますか。

◆事業No.30 男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供。所管は母子保健課で
す。総合評価は、A 評価 8 名、B 評価 3 名で合計 52 点、平均点は 4.8 点です。ご意見
ございますか。

◆事業No.31 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は自治人権推進
課です。総合評価は、A 評価 6 名、B 評価 5 名で合計 50 点、平均点は 4.6 点です。ご
意見ございますか。

◆事業No.31 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は根郷公民館で
す。総合評価は、A 評価 2 名、B 評価 5 名、C 評価 4 名で合計 42 点、平均点は 3.8 点
です。ご意見ございますか。

◆事業No.31 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は志津公民館で
す。総合評価は、A 評価 4 名、B 評価 7 名で合計 48 点、平均点は 4.4 点です。ご意見
ございますか。

◆事業No.31 固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進。所管は臼井公民館で
す。総合評価は、A 評価 2 名、B 評価 9 名で合計 46 点、平均点は 4.2 点です。ご意見
ございますか。

◆事業No.43 学校教育における男女平等教育の推進。所管は指導課です。総合評価は、A評価2名、B評価7名、C評価1名、D評価1名で合計43点、平均点は3.9点です。ご意見ございますか。

◆事業No.46 学校と家庭、地域との連携。所管は指導課です。総合評価は、B評価8名、C評価3名で合計41点、平均点は3.7点です。ご意見ございますか。

◆事業No.52 各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上。所管は行政管理課です。総合評価は、B評価3名、C評価7名、D評価1名で合計35点、平均点は3.2点です。ご意見ございますか。

◆事業No.52 各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上。所管は自治人権推進課です。総合評価は、B評価6名、C評価1名、D評価4名で合計35点、平均点は3.1点です。ご意見ございますか。

◆事業No.56 事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成。所管は自治人権推進課です。総合評価ですが、A評価3名、B評価8名で合計47点、平均点は4.3点です。ご意見ございますか。

◆事業No.61 市管理職への女性登用推進。所管は人事課です。総合評価は、A評価3名、B評価7名、C評価1名で合計46点、平均点は4.3点です。ご意見ございますか。

◆事業No.64 多様な働き方ができる環境の整備。所管は商工振興課です。総合評価は、B評価9名、C評価2名で合計42点、平均点は3.9点です。ご意見ございますか。

◆事業No.66 事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発。所管は商工振興課です。総合評価は、B評価5名、C評価6名で合計38点、平均点は3.5点です。ご意見ございますか。

◆事業No.68 女性の職業能力開発の支援。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 2 名、B 評価 8 名、C 評価 1 名で合計 45 点、平均点は 4.1 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.69 就業相談事業の支援。所管は商工振興課です。総合評価は、A 評価 2 名、B 評価 4 名、C 評価 5 名で合計 41 点、平均点は 3.7 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.82 家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A 評価 1 名、B 評価 10 名で合計 45 点、平均点は 4.1 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.84 保育サービス等の充実。所管はこども保育課です。総合評価は、A 評価 8 名、B 評価 2 名、C 評価 1 名で合計 51 点、平均点は 4.7 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.88 保育施設等の整備、拡充。所管はこども政策課です。総合評価は、A 評価 10 名、B 評価 1 名で合計 54 点、平均点は 4.9 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.89 学童保育事業の充実。所管はこども保育課です。総合評価は、A 評価 1 名、B 評価 10 名で合計 45 点、平均点は 4.1 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.94 地域活動における女性リーダーの育成。所管は自治人権推進課です。総合評価は、B 評価 4 名、C 評価 4 名、D 評価 3 名で合計 37 点、平均点は 3.2 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は高齢者福祉課です。総合評価は、B 評価 9 名、D 評価 2 名で合計 40 点、平均点は 3.8 点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は中央公民館です。総合評価は、B評価11名で合計44点、平均点は4.0点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は和田公民館です。総合評価は、B評価9名、C評価2名で合計42点、平均点は3.8点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は弥富公民館です。総合評価は、A評価7名、B評価4名で合計51点、平均点は4.7点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は根郷公民館です。総合評価は、A評価2名、B評価9名で合計46点、平均点は4.2点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は志津公民館です。総合評価は、A評価6名、B評価4名、未評価1名で合計46点、平均点は4.6点です。ご意見ございますか。

◆事業No.119 高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援。所管は臼井公民館です。総合評価は、A評価1名、B評価9名、C評価1名で合計44点、平均点は4.0点です。ご意見ございますか。

◆事業No.129 市職員への意識啓発。所管は自治人権推進課です。総合評価は、A評価7名、B評価4名で合計51点、平均点は4.7点です。ご意見ございますか。

重点事業の評価が終了しました。佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】の進行管理調査結果に対する、審議会の総合評価については、ただいまの結果のとおり、市に

提出します。

次に、令和3年度の総括として、全体のご意見をいただきたいと思います。令和3年度の計画実施状況について、ご意見ございますか。

【委員】 こういうことやる場合に検討していただきたいのですが、各委員から意見・質問を出してもらいますが、拝見すると、質問に対しては回答されていますが、建設的な意見、提案に対する各課からの回答がほとんどないです。次回からで結構ですので、どういう対応をできるのか。できないのか。というのを書いていただきたいです。

【会長】 意見いただきまして、ありがとうございます。ご意見いただいたものは、審議会会長の私と事務局で、調整したいと思います。調整したものにつきましては、後日文書で報告します。

次に重点事業以外の事業の提言について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 重点事業以外の事業への提言ですが、ご意見がある事業がありましたら、事業No.とご意見をおっしゃっていただきますようお願いいたします。重点事業以外の事業全てが対象です。

【会長】 質疑ございますか。

私は、細かいことですが、公共施設のトイレが改良されてきて良かったと思います。子どもを連れてトイレに入られる場合は、照明が明るいトイレが安心ですので、良くなってきていると思います。

【委員】 例えば、事業NO.69 高齢者が孤立しない地域ネットワークや、事業NO.19 家庭内暴力、DVで、高齢者福祉課が随所に出てきますが違和感があります。高齢者の問題と男女平等参画というものと関係があるのか。疑問です。

【会長】 身体がご不自由で、お家で長年見てらっしゃると、閉塞感があり、いつまでこれが続くんだろうか。ということで、ご病気を持ってらっしゃる方に、食事を制限したりとか、おむつ替えの時に叩いたりとか、そういうことが家庭内暴力で伴侶や、子どもから起きることがあります。それで家庭内暴力の件が、高齢者福祉課のほうで取り上げられていると思っております。

【委員】 男女平等参画審議会として議論するとき、そういう問題が対象として必要かどうか。違和感がありました。おっしゃっている問題が実際にある。ということは理解しています。

【会長】 この件に関しましては、以上でよろしいでしょうか。ご意見の内容は報告さ

させていただきますので、宜しくお願い致します。これで総合評価の件は終わります。続いて、多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック素案の内容確認について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】はじめに、現在の進捗状況について説明します。先日、委員の皆さまにご意見をいただきました。また並行して、市の内部の関係課から意見聴取を実施しました。その結果、修正等はありませんでした。また、現在、ちばLGBTQフレンズという団体の方に素案の内容を確認いただいています。ちばLGBTQフレンズという団体は、LGBTQ当事者や、家族、支援者が交流できる場所等の提供を行っています。

このハンドブックの位置付け・考え方について説明します。佐倉市のこれまでの取組として、年1回実施する「人権・男女平等参画に関する自己点検」の中で、職員の性の多様性に関する意識度合いや理解度を図り、点検を通して性の多様性についての理解を深める、という取組。また、同じく年1回、管理職を対象とした研修会の中で、LGBTQ当事者の方を講師として招きお話しいただくなどの、職員の理解向上の取組に力を入れてまいりました。

その上で、本ハンドブックは、次のステップとして位置付けております。このハンドブックを職員が日々の業務の中で参考とし、活用することで、性の多様性についての意識を根付かせ、「理解を行動に繋げる」という段階にステップアップする、ということです。さらには、市民の理解を深め、最終的には、行動を「政策的な取組」（例えばパートナーシップ制度等）に反映する、というところを見据えております。このようなことから、現時点では、具体的な政策的取組内容、導入時期につきましては記載せず、あくまでハンドブックとして作成しました。

続いて、タイトルの変更について説明します。「多様な性（LGBTQ+）に関する職員（教職員含む）向け対応ガイドライン」から「多様な性のあり方を理解し行動するための職員（教職員含む）ハンドブック」に変更しました。ガイドラインという言葉は「法律やルールなどを守るための指針や指標、方向性」といった意味ですが、性に関する理解、当事者への配慮、というのは「何か決まりやルールがあるから、こうしましょう」というものではなく、個人の心、気持ちの問題だと思いますので、そぐわないと考えました。また、対応という言葉も、当事者の方々を、「特殊な存在」としている印象があるため、使わないことにしました。

次に、今後のスケジュールについて説明する前に、事前にいただいたご意見につい

て説明します。

1、全国統一版ではなく、あえて各市町で作成するのならば、極力、佐倉市自身の状況、方針についての記述を増やした方がよい。

ご意見の通り、佐倉市についての記述を増やす方向で、庁内調整中です。策定までに引き続き検討します。

2、理論面の記述だけでなく、具体的実務に即した事例の記載を増やした方が、職員にとって有益と思う。

こちらについても、ご意見の通り、事例の記載を増やす方向で、現在調整中です。策定までに引き続き検討します。

3、このハンドブックでは、市民への対応が具体的に書かれています。一方、具体的な施策内容については未定となっています。このような状況では実際に来訪した（LGBTQ の）市民への対応にとまどいが出る懸念があります。このハンドブック公表後の政策的な取組み・施行の目標年度を明確とすべきではないか。

こちらについては、次のステップと考えておりますので、政策的な取組みについては記載しません。

4、「性のあり方について正しく理解し、」よりも「性の多様性について」を用いた方がベターでは。

ご意見のとおりこちらは「性のあり方」よりも「性の多様性」を用いたほうが、本文の内容をイメージしやすいと判断し、「性の多様性」に修正しました。

5、図で、性表現「Gender Expression」について書かれているので、説明にある内容を含め、ここで SOGIE とする方がベターでは。

“E”については、内容で明確に言及しておりませんので、原案のとおり SOGI を用います。SOGI の表の下に注釈としまして、（本冊子では SOGI を用います。）を付け加えました。

6、用語説明の表 アライの説明です。「性自認・性別違和を理解したい」ではなく、

「性自認・性別違和を理解し」ではないか。

完全に理解することは難しく、「理解しよう」という姿勢を持ち続けることが必要であると思われるため、原案のとおり、「理解したい」のままにします。

7、カミングアウトとアウトティング

「アウトティング」の説明の中に、民事・刑事の法的ペナルティの可能性についても触れられないか。

こちらご意見のとおり、修正しました。

修正前は民事・刑事の文章はありませんでしたが、修正後は、アウトティングは本人の人権、人格、尊厳を著しく傷つける行為で、プライバシーの侵害にあたり、民法上・刑事上の責任を問われるケースもあります。たとえ、本人を思っている行動であっても、絶対にしないよう注意しましょう。という文章に変更しました。

8、当事者が抱えている困難を知る

① 性的マイノリティという言葉を使うことの是非は議論が必要ではないか。この言葉で性的多様性を異端とする見方が出てくる。ここでは、多様性で良いのではないか？

②「少数者」という日本語を使うのであれば、マイノリティは使わないで統一すべき。

①は、ご意見のとおり、こちらの言葉は差別的なニュアンスがあるという考えもございます。一方、実際には他市も、性的マイノリティ、性的少数者という言葉を使っております。時間いただきまして、どういう言葉が最も良いのか。検討していきます。ですが、②は、表の中の引用元の調査に即した表現を使用することから、原案のとおりとします。

9、当事者が日常生活で抱える困難事例の表です。やや特殊な事例もあり、もう少し「ありがち」な事例を多く記載できないか。

ご意見のとおり、2ヶ所修正しました。当初の文章ですが、【子ども・教育】のところで、好きな同性の子がいることが親にばれたため、「学校に行くな」と軟禁された上、勝手に転校を決められた。

これをもう少しある事例ということで、自認する性に従った行動を家族が許してく

れず、「女っぽいぞ」と父から叩かれたり、「もっと男らしくしなさい」と母から怒鳴られるなど、虐待を受けた。という例に変更しました。

また、【カップル・養育・死別・相続】についても変えました。

修正前は、DVを受け、パートナーと住んでいた家から逃げ出したが、法的な夫婦でないために、生活費を請求できず、経済的に困窮した。を、新しく、パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助申し立てができなかった。という例に修正しました。

次に、「バレたら」という言葉について、当事者の発言をそのまま表記したと考えますが、「知られたら」という言葉にするのが良いのでは。

こちらもご意見の通り、「バレたら」という言葉を、「知られたら」に修正しました。

10、本人確認時のポイント。書かれている事例が、シチュエーションとしてわかりにくい。

こちらは、窓口と電話の場合に分けました。

まず窓口の場合は、呼び出す際は、番号等が望ましいですが、氏名を呼ぶ場合でも苗字だけにするなど、周囲に性別が判明しないように配慮しましょう。

書類確認の際は、性別や氏名が周囲に分からないよう、書類等を指差し、「この書類で間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」と尋ねるなど配慮しましょう。

電話の際は、性別が相手の周囲にいる方に聞こえない程度の声の大ききさで話すなど配慮しましょう。というように、修正しました。

11、「希死念慮」の言葉について、自殺願望との対比で概念説明が必要ではないでしょうか。

これに関しては、著作物からの引用であるため、市で注釈をつけることはしない。という判断をしました。

12、取組という漢字ですが、本来一般的には、「取り組み」「り」と「み」が入るのが正しいですが、公用文で名詞の場合は「り」と「み」が入らない。ものとしていまして、市でも統一して使っておりますので、このように漢字だけの「取組」といたします。

こちらが、いただいたご意見一覧の説明です。ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。

1月～2月にかけて、ちばLGBTQフレンズ から意見いただいた後、庁内会議である、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議・調整会議にて審議し、承認されましたら、3月には、庁内各課、市内小中高等学校等へ配布しますとともに、市ホームページで公表します。

【会長】 質問ございますか。

【委員】 「パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助申し立てができなかった。」という文章ですが、後見者制度は法定されており、本人、両親等の親族、法定人、補佐人、補助人、市区町村長、警察官が申立権者になっています。このように書かれてしまうと、後見制度に関しての間違った認識を、ハンドブックに載せてしまうので、違和感があります。

【事務局】 改めてみると、委員がおっしゃった通りですので、修正します。

【会長】 ほかにございますか。多様な性のあり方を理解し行動するための職員に対するハンドブックに関する件に関しては、よろしいでしょうか。

LGBTQ団体の意見聴取も予定されているということですので、様々な意見を踏まえ、事務局で十分に検討し、策定をお願いします。

お一人ずつ何かお聞きしてもよろしいですか。

【委員】 こういった取り組み、すごく重要なことだと思いました。当事者が日常生活で抱える困難事例は、たくさんあると思います。採用時などで、こういった方々が差別的なことを受ける事例を聞くことがあります。履歴書などで男女の○をつけるところもなくなってきていますが、戸籍の性と、面接に来た方の見た目が違うことを差別されたり、あるいは戸籍の性のトイレを使わなくちゃいけない。とか、出たりしていますし、長時間労働を強いられたというような事例が、もう1例ぐらい入るといいと思いました。

【委員】 子ども教育の場面の困難なところですが、これからそういう子どもたちが増えてきた場合に、例えば通学帽。まったく男女同じ学校があれば、男の子と女の子と別々な帽子のところもあり、これから考えなきゃいけないと思います。また、一番心配なのがトイレです。いまは、男の子のトイレ、女の子のトイレとなっていますが、学校の施設内のトイレも、考えていかなきゃいけないというところで、全体的に施設

や学校が対応する場面の困難も、いくつか考えられるんじゃないか。と思いました。

【委員】ローマ字でも、LGBTQ だったり、LGBTS だったり、LGBT だったり、書いている部分で違うというのが非常に難しい。統一できないから、そういう風になっていると思いますが、事務局でよく吟味して、検討していただきたいという事が一つ。先ほど千葉のNPO団体が出てきましたが、千葉県でこういう団体はいくつかあるんですか。

【事務局】県の中にいくつかございます。

【委員】一般論として、どこの団体に聞くかというので、中身が変わってきたりするのでその辺も注意された方がいいと思います。

【委員】一つが、先ほどの論議の中で、策定まで引き続き検討してまいります。とありますが、どういう傾向で検討され、自治人権としてどういう方向にもっていこうとしているのかを知りたい。それから、ハンドブック、いわゆる生物学的な性という意味での内容と、ジェンダーという意味の両方が書かれていますが、ジェンダーという言葉が出てこないです。一か所出てくるのがジェンダーアイデンティティのところですが、もう少し、ジェンダーという視点の見方がいるように感じます。3点目は、LGBTQ+当事者という表現が出てきて、この言葉の理解ですと、LGBTQ と当事者という理解をされてしまいますが、+の中には、いろいろな意味が含まれていますので、このような書かれ方をしてしまうと、+当事者と、理解をしてしまうように感じるので、変えた方がいいのではないかと考えます。以上です。

【会長】貴重なご意見いただきましたので、この件に関しては、私、審議会会長と事務局で調整させていただきたいと思います。お時間いただいて、回答させていただきます。

【委員】重点事業評価において、ずっとC評価があるんですが、その課は、対応していないという事でしょうか。

【委員】審議会委員の女性比率が上がらないというところですけど、様々な問題が相まって、働きかけても上がりづらく、対応していないという事ではなく、少しずつ変わっていますが、問題がある。ということで、こちらもC評価を出し、引き続き考えてください。という形にしています。

【委員】何もなく、評価受けました。ではなく、何かやってますよ。努力してますよ。という回答が欲しいです。

【会長】要するに、Cの評価があったけど、この項目に関して一つでも何かやってみ

たよ。という意見とか感想とかあれば、理解できる。ということですね。

【会長】 他にご意見ございますか。

【委員】 まず事業番号 43、学校教育における男女平等教育の推進。男女平等は、多くの場で人々が認識しているように感じます。さらに、ジェンダーについての関心が向くように、事業の実施を具体的に考えていただければと思います。

次に 52、各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上。昨年と同様に、女性が参加しやすい環境の整備をお願いします。

次に 66、事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発。新たな展開が見えない。というところなので、在宅ワークが進み、自由度が高まる働き方の選択肢も増えていると思うので、ワークライフバランスが実現できるような新たな取り組みをお願いします。

【会長】 以上の 3 点を委員から提案いただきましたが、皆さんいかがでしょうか。

【委員】 ワーク・ライフ・バランスに対して言えば、佐倉市内の企業にテレワーク推進を働きかけるというのが施策に入っていますが、むしろ、実質的に意味があるのは、東京に出て働くような佐倉市民が、在宅勤務しやすいような施設インフラ整備を市として考える。そういうのが実際的に有効だと思います。

【会長】 では、たくさんご意見いただいて、ありがとうございました。本日の審議はこれで終了します。進行を事務局にお返しします。

【事務局】 ありがとうございました。

様々なご意見をいただきました。持ち帰りまして、検討すべきところをしっかりと検討してまいります。

つづきまして、市民意識調査調査票について、事務局から説明します。

【事務局】 私からは前回、第 2 回審議会で審議していただいた市民意識調査の調査票について報告します。

調査票についてですが、前回の審議会後、事務局で調査票の修正を行い、会長に了承をもらいました。

その後、審議会として佐倉市長に答申を行いました。そして調査票を使用し、9 月に調査を行い、現在分析をしているところです。調査の回答数ですが、3000 通お送りして、返信が 906 件、回収率は 30.2%です。以上、市民意識調査調査票の報告です。

【事務局】 つづきまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者から報告します。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

[男女平等参画推進センター事業報告]

【事務局】 以上をもちまして、本日の会議は終了します。長時間のご審議、ありがとうございました。

午前 11 時 55 分 閉会